

# 戸籍証明書等の郵便請求書（記載例1）

鹿児島市長 殿		令和 ○○年○○月○○日
<b>請求者</b>	住所 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号	昼間の連絡先の電話番号(携帯番号など) Tel 090 - 1234 - 5678
	フリガナ ヤマシタ タロウ	自宅 Tel 0995 - 0001 - 1234
	氏名 山下 太郎 ※署名をお願いします	生年月日 明・大 昭・平・令 年 月 日
<b>代理人</b>	住所 〒	昼間の連絡先の電話番号(携帯番号など) Tel - -
	フリガナ	自宅 Tel - -
	氏名 ※署名をお願いします	生年月日 明・大 昭・平・令 年 月 日
<b>本籍</b>	鹿児島市 山下町11番	番地等まで記入（例 ●●町●番地●） 本籍地の市町村役場に請求してください。
<b>筆頭者名</b>	山下 太郎	戸籍の最初に書かれている人です。 死亡しても変わりません。
のな請 関戸求 係籍者 の と必 方要	該当するものに○をつけてください。 ① 戸籍に記載されている本人 ② 戸籍に記載されている人（ ）の夫・妻・子・孫・父・母・祖父・祖母 ③ その他 ※請求者が法人の場合、代表者の資格証明書が必要です。	
<b>使用目的</b>	どこに提出しますか。（ ） 何に使われますか。（ ） ※ 相続などで、具体的に必要な内容がわかっている場合は記入してください。 <input type="checkbox"/> 今回は、（ ）が死亡したことによる手続きで、 （ ）について ① 出生から死亡まで（ ）セット必要 ② 死亡の記載のあるものが（ ）通必要 ③ その他（具体的に ） <input type="checkbox"/> （ ）と（ ）の関係のわかるものを（ ）通 ※ 請求者が「3 その他」に該当する場合には、下記のいずれかにチェックをつけ、請求の理由を詳細に記載してください。 <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため → 下に権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を書いてください。 <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため → 下に提出先の名称と提出を必要とする理由を書いてください。 <input type="checkbox"/> その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 → 下に戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を書いてください。 請求の理由を詳細に記載してください。 ( )	
※ 最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はお書きください。 （ ○月 ○日 ○○市区町村に届出） <u>出生</u> ・婚姻・離婚・死亡・転籍・その他（ ）		
権限 書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
<b>証明書の種類</b>	全部事項証明（謄本）    個人事項証明（抄本）    必要な方のお名前	
	戸籍    1    通	通（ ）
	除籍    通	通（ ）
	改製原戸籍    通	通（ ）
	戸籍の附票    1    通	通（ ）
	※戸籍の附票には、本籍・筆頭者の記載 必要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> に✓してください。コンピュータ化された附票で ✓が無い場合は記載省略されます。	
	身分証明    通	必要な方のお名前（『 』 生年月日 . . ）
	独身証明    通	※独身証明は本人請求のみ、代理人請求不可
	受理証明    通	どなたの証明が必要ですか。（ ） （ 出生・婚姻・離婚・死亡・転籍・その他 ）届の受理証明が必要
	その他    通	（ ）

- ※1 請求者の本人確認書類（運転免許証など現住所の記載のあるもの）の写しを同封してください。
- ※2 送付先は、現住所になります。
- ※3 代理人が請求する場合、委任状が必要になり、※1の本人確認書類は代理人の方のものが必要になります。
- ※4 権限書類は、代理人や法定代理人、法人が請求する場合に必要になります。
- ※5 偽りその他不正の手段により、書面の交付を受けた者は、刑罰が科されます。